

令和 6 年度宇都宮市会議

「宇都宮市水防計画」の修正について

【趣旨】

「宇都宮市水防計画」の修正案について協議するもの

令和 7 年 3 月 3 日
消防局 警防課

1 目的

- 全国各地で豪雨災害が激甚化・頻発化しており、地域の安全・安心を確保するため、消防機関が行う水防活動は、その重要性を増しています。

地域の水防力の強化を図りながら、災害対応に万全を期するため、「消防機関が行う水防活動」や「平時における水防に関する普及啓発」を支援・サポートする『水防協力団体』を宇都宮市水防計画に定めるもの

【水防協力団体制度】

水防管理者（市長）が、水防団等が行う水防活動と連携して、巡視、土のう運搬等の後方支援・サポートを行う企業や団体を指定するもの

対象となる団体は、N P O，一般社団法人，一般財団法人，民間法人，ボランティア団体等

1 目的

【参考】水防法

第36条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

(主な業務内容)

- ・ 消防機関が行う水防上必要な監視，警戒，その他の水防活動に協力すること。
- ・ 水防に必要な器具，資材又は設備を保管し，及び提供すること。
- ・ 水防に関する情報又は資料を収集し，及び提供すること。
- ・ 水防に関する調査研究を行うこと。
- ・ 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。 など

2 宇都宮市水防計画の修正について

【修正内容】 栃木県水防計画で示されている水防協力団体の指定と整合

水防協力団体との連携

1 水防協力団体の指定

市長は、次に定める業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を別に定める要領により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防協力団体の業務

- (1) 水防上必要な監視，警戒その他の水防活動の協力
- (2) 水防に必要な器具，資器材又は設備の保管，提供
- (3) 水防に関する情報又は資料の収集，提供
- (4) 水防に関する調査研究
- (5) 水防に関する知識の普及，啓発
- (6) 上記の各業務に付帯するもの

3 水防協力団体と消防機関との連携

水防協力団体は、消防機関との密接な連携の下に業務を行うとともに、毎年、消防機関が行う水防訓練に参加するよう努めなければならない。